

③ 悪臭の規制地域、規制基準等について

悪臭防止法第4条第1項の規定に基づき、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域、及び規制基準を次のとおり定めるものです。

1 悪臭の規制地域

| 都市計画法 | 悪臭防止法 | |
|------------------|--------------------|--------------------|
| 用途地域 | 規制地域 | 規制地域 |
| 市が指定 | 市の指定 (新) | 県の指定 (旧) |
| 第1種低層住居 専用地域 | 左欄に掲げる用途地 域とする。 | 左欄に掲げる用途地 域とする。 |
| 第2種低層住居 専用地域 | | |
| 第1種中高層住居 専用地域 | | |
| 第2種中高層住居 専用地域 | | |
| 第1種住居地域 | | |
| 第2種住居地域 | | |
| 準住居地域 | | |
| 近隣商業地域 | | |
| 商業地域 | | |
| 準工業地域 | | |
| 工業地域 | | |
| 工業専用地域 | | |

備考

- 「悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）」及び「悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。
- 今回定める本市の規制地域は、これまでの県で定めていた地域と同一です。

2 特定悪臭物質の規制基準

アンモニアなどの不快なにおいの原因となり生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質について、次のとおり規制基準を定めるものです。

※「特定悪臭物質」は、政令で22物質が定められています。

(1) 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度を定めるものです。

| 特定悪臭物質 | 規制基準（単位：ppm） | | | |
|-----------------|--------------|-------|----------|--------|
| | 工業専用地域 | | その他の用途地域 | |
| | 市(新) | 県(旧) | 市(新) | 県(旧) |
| 1 アンモニア | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 2 メチルメルカプタン | 0.004 | 0.004 | 0.002 | 0.002 |
| 3 硫化水素 | 0.06 | 0.06 | 0.02 | 0.02 |
| 4 硫化メチル | 0.05 | 0.05 | 0.01 | 0.01 |
| 5 二硫化メチル | 0.03 | 0.03 | 0.009 | 0.009 |
| 6 トリメチルアミン | 0.02 | 0.02 | 0.005 | 0.005 |
| 7 アセトアルデヒド | 0.1 | 0.1 | 0.05 | 0.05 |
| 8 プロピオンアルデヒド | 0.1 | 0.1 | 0.05 | 0.05 |
| 9 ノルマルブチルアルデヒド | 0.03 | 0.03 | 0.009 | 0.009 |
| 10 イソブチルアルデヒド | 0.07 | 0.07 | 0.02 | 0.02 |
| 11 ノルマルバレルアルデヒド | 0.02 | 0.02 | 0.009 | 0.009 |
| 12 イソバレルアルデヒド | 0.006 | 0.006 | 0.003 | 0.003 |
| 13 イソブタノール | 4 | 4 | 0.9 | 0.9 |
| 14 酢酸エチル | 7 | 7 | 3 | 3 |
| 15 メチルイソブチルケトン | 3 | 3 | 1 | 1 |
| 16 トルエン | 30 | 30 | 10 | 10 |
| 17 スチレン | 0.8 | 0.8 | 0.4 | 0.4 |
| 18 キシレン | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 19 プロピオン酸 | 0.07 | 0.07 | 0.03 | 0.03 |
| 20 ノルマル酪酸 | 0.002 | 0.002 | 0.001 | 0.001 |
| 21 ノルマル吉草酸 | 0.002 | 0.002 | 0.0009 | 0.0009 |
| 22 イソ吉草酸 | 0.004 | 0.004 | 0.001 | 0.001 |

備考

- 1 その他の用途地域とは、「1 悪臭の規制地域」に掲げる工業専用地域以外の地域です。
- 2 「悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）」及び「悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。
- 3 今回定める本市の規制基準は、これまでの県で定めていた基準と同一です。

(2) 事業場の煙突などの気体排出口における規制基準

事業場の煙突などの気体排出口における流量の許容限度を定めるものです。

- (ア) 次の式により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。）の流量とする。

$$q=0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式において、 q 、 H_e 及び C_m は、それぞれ次の値とする。

q 流量(単位温度零度、圧力1気圧の状態に換算した $\text{m}^3/\text{時}$)

H_e (イ)に規定する方法により補正されち排出口の高さ(単位：m)

C_m 前号に規定する特定悪臭物質の値(単位：ppm)

ただし、(イ)に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

- (イ) 排出口の高さの補正は、次の算式により行なうものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795 \sqrt{Q \cdot V}) / (1 + (2.58 / V))$$

$$H_t = 2.01 + 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.301 \log J + (1 / J) - 1)$$

$$J = (1 / \sqrt{Q \cdot V}) (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値とする。

H_e 補正された排出口の高さ(単位：m)

H_o 排出口の実高さ(単位：m)

Q 温度15度における排出ガスの流量(単位： $\text{m}^3/\text{秒}$)

V 排出ガスの排出速度(単位：m/秒)

T 排出ガスの温度(単位：絶対温度)

備考

- 1 「悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）」及び「悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠していません。
- 2 今回定める本市の規制基準は、これまでの県で定めていた基準と同一です。

(3) 事業場から排出される排出水の規制基準

下表の特定悪臭物質について、排出水中の濃度の許容限度を定めるものです。

次の式により算出した特定悪臭物質の排出水中の濃度を定めたものです。

ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度 (単位: mg/ℓ)

k 下表の(ア)欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び(イ)欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに(ウ)欄に掲げる値 (単位: mg/ℓ)

C_m (1) に規定する特定悪臭物質の値 (単位: ppm)

| (ア) 特定悪臭物質 | (イ) 当該事業場から敷地外に排出される排出水の量 (単位: m ³ /秒) | (ウ) 値 |
|------------|---|-------|
| メチルメルカプタン | 0.001以下の場合 | 16 |
| | 0.001を超え、0.1以下の場合 | 3.4 |
| | 0.1を超える場合 | 0.71 |
| 硫化水素 | 0.001以下の場合 | 5.6 |
| | 0.001を超え、0.1以下の場合 | 1.2 |
| | 0.1を超える場合 | 0.26 |
| 硫化メチル | 0.001以下の場合 | 32 |
| | 0.001を超え、0.1以下の場合 | 6.9 |
| | 0.1を超える場合 | 1.4 |
| 二硫化メチル | 0.001以下の場合 | 63 |
| | 0.001を超え、0.1以下の場合 | 14 |
| | 0.1を超える場合 | 2.9 |

備考

- 「悪臭防止法 (昭和46年6月1日法律第91号)」及び「悪臭防止法施行規則 (昭和47年総理府令第39号)」に国 (環境省) の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。
- 今回定める本市の規制基準は、これまでの県で定めていた基準と同一です。